

☆☆☆各届出手続きについて☆☆☆

R5.4 最新版

養成校卒業後は、下記のとおり住所や業務従事先の変更手続き、返還猶予・返還免除申請等の各種届出申請を借受人が直接行うことになるため、今後、届出漏れ等がないように御留意ください

※各手続きが行われない場合は、返還免除となりません※

1 今後、下記の理由等により「返還の猶予を申請するとき」の届出・提出書類

(1) 保育士として業務に従事している方

(ア) 新卒者は、保育士証がお手元に到着した時点（卒業年の6月～8月頃）、速やかに下記の①～③を合わせて提出してください

- ①千葉県保育士修学資金貸付返還猶予申請書（第10号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）
- ③保育士登録証の写し

★（注1）雇用形態が「パート・アルバイト」の方は、「従事日数内訳書」も合わせて提出してください

(イ) 養成施設を卒業後、指定業務に従事して2年目以降の方

返還の免除に至るまで毎年3月末の現況報告を4月中に提出してください

①業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）★（注1）と同様

(ウ) 復職（再就職）する方は、上記（ア）の①②★（注1）と同様を合わせて提出してください

(2) 他の養成施設への進学や保育に係わる専攻科へ編入等をされた方

- ①千葉県保育士修学資金貸付返還猶予申請書（第10号様式）
- ②進学・編入した他の養成施設や専攻科等が発行する在学証明書、成績証明書

(3) 災害・疾病等により業務に従事できない方

- ①千葉県保育士修学資金貸付返還猶予申請書（第10号様式）
- ②罹災証明書、被災証明書、医師の診断書 等

2 「返還の免除を申請するとき」の届出・提出書類

(1) 千葉県内で保育士として指定業務に継続（実働累計）5年間従事した方

- ①千葉県保育士修学資金貸付返還免除申請書（第12号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）★（注1）と同様

3 「保育士修学資金の返還をしなければならなくなったとき」の届出・提出書類

- ①千葉県保育士修学資金貸付返還計画書（第9号様式）
 - ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）★（注1）と同様
- ※指定業務に従事していた方

4 「申請時の届出事由に変更があったとき」の届出・提出書類

(1) (ア) 借受人の住所・氏名 (イ) 他の保育施設へ転職し、勤務先の届出事由に変更があったとき

- ①貸付契約事項変更届（第14号様式）
 - ②（ア）住民票等の変更事項を証明する書類の原本
 - （イ）転職前後の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）
- ★（注1）と同様

5 各届出様式等は、本会ホームページに掲載しておりますので当該様式を印刷の上、提出してください

(URL) <http://www.chibakenshakyō.net/> ※原則、本会より事前に様式は送付しません
パソコン [貸付事業] ⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [保育士修学資金貸付] ⇒ [各種様式集]
スマホ「千葉県福祉人材センター」トップページ [3本バー] ⇒ [貸付事業]
⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [保育士修学資金貸付] ⇒ [各種様式集]

◎ 送付先・お問い合わせ先

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センター 資金貸付班（保育）

(TEL) 043-306-7572 (FAX) 043-306-7576

※平日の午前10時から午後6時まで

※ご提出いただいた書類について、上記の本会電話番号からお問い合わせする場合があります。

お手元の携帯電話等へ登録しておいてください。

※※お問い合わせの際は、「保育士修学資金貸付を利用中の〇〇です。」と名乗っていただくとスムーズです